# 平成 28 年度

浜田市一般廃棄物処理実施計画 (ごみ処理編)

浜 田 市

## 平成 28 年度 浜田市一般廃棄物処理実施計画

## (ごみ処理編)

目 次

- 1 一般廃棄物の排出状況
  - (1) 計画区域
  - (2) 計画期間
  - (3) 一般廃棄物の計画排出量
- 2 一般廃棄物の種類と処理主体
  - (1) 家庭から排出される一般廃棄物
  - (2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物
- 3 ごみ処理実施計画
  - (1) ごみ発生、排出削減計画に係る主な実施施策
  - (2) 再生利用計画に係る主な実施施策
  - (3) 適正処理計画に係る主な実施施策
    - ア 収集運搬計画
    - イ 使用済み自己注射針の回収・処理計画
    - ウー中間処理計画
    - 工 最終処分計画
    - オその他
- 4 一般廃棄物処理等の許可業者
  - (1) 収集·運搬業
  - (2) 処分業
  - (3) 浄化槽清掃業

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) 第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年度浜田市一般廃棄物処理実施計画 (ごみ処理実施計画) を次のとおり定める。

### 1 一般廃棄物の排出状況

- (1) 計画区域浜田市全域とする。
- (2) 計画期間平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- (3) 一般廃棄物の計画排出量

単位:トン

			平成 26 年度排出量	平成 28 年度計画排出量
	燃やせるごみ		8, 993	8, 951
	然や	せないごみ	873	870
収		古紙	1, 447	1, 384
	咨	空缶	186	174
集	資源ごみ	ペット・プラ容器包装	886	884
	7	びん	421	397
		廃乾電池	0	0
	然や	せるごみ	6, 844	6, 718
	燃やせないごみ		1, 343	1, 310
直接搬入		古紙	343	343
搬入	資源ごみ	空缶	7	7
	ごみ	ペット・プラ容器包装	12	12
		びん	20	17
	合 計		21, 427	21, 067

#### 2 一般廃棄物の種類と処理主体

#### (1) 家庭から排出される一般廃棄物

家庭から排出されるごみは、下記の分別区分による。排出にあたっては分別区分を 守り、ごみの減量化・資源化に努める。

. 6	<b>小皮を掘っ呑</b> 数	(口作)害枷	中間処理		最終処分	
	投廃棄物の種類	収集運搬	処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃や	Pせるごみ	市 (委託)		焼却	市(直営)	埋立
重	助物の死体	直接持込又は、 市(委託)	広域			
燃や	Pせないごみ	市 (委託)	十 (		L. (-1- )()	
É	自己注射針	市(直営)	市(直営)	破砕・資源化	市(直営)	埋立
	古紙	市(委託)	市(委託)	資源化	I	_
	空缶	市(委託)	市(委託)	資源化	ĺ	_
資源ごみ	ペット・プラ	市(委託)	市(委託)	資源化	ĺ	_
ごみ	びん 市(委託)		市(委託)	資源化	ĺ	_
	廃乾電池	市 (委託)	業者(委託)	資源化	_	_
	廃食用油	市(委託)	業者(委託)	資源化	_	_

#### (2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

事業活動に伴って排出されるごみは、法に基づき排出者自らの責任において適正に 処理することが原則である。ただし、一般家庭から排出されるごみと同質且つ同程度 の一般廃棄物及び市の規定に基づく少量の産業廃棄物であれば、届出により、市の収 集のルールに従って所定のごみステーションへ排出することができる(ただし、ごみ ステーションを管理する町内会等の承認が必要)。

一般廃棄物の排出者は、減量化・資源化に努め、市の処理施設で処理を行う場合に は、排出者が自ら市の処理施設に搬入するか、又は、市が許可した一般廃棄物収集運 搬業者に収集運搬を委託する。

### 3 ごみ処理実施計画

### (1) ごみ発生、排出削減計画に係る主な実施施策

区分	事業名等	内 容
市民・事業者の意	市民活動の促進	市民活動を活発化するよう様々な情報を提供し、市
識向上		民の自主的な環境保全に関する活動を支援する。
	地域学習と学校教育	地域の自治会や公民館活動における環境学習への
	の推進	住民参加を促進し、学校教育においては総合的な学習
		などで環境学習に取り組み、環境教材を提供すること
		により、こどものころから環境に対する意識を高め
		る。
	広報等による啓発	「広報はまだ」に、ごみ減量化やリサイクルについ
		ての具体的な取り組み方法を定期的に情報発信する。
	ごみ処理に関する理	ごみがどのように処理され、どのように再資源化さ
	解度向上の推進	れていくのかを確認してもらうことにより、ごみ処理
		に関する知識や理解度を深めてもらうため、エコクリ
		ーンセンター、不燃ごみ処理場、リサイクルセンター
		等ごみ処理施設への見学を積極的に受け入れる。
	啓発施設の充実	環境問題やごみ問題、4Rの取り組みなどについて、
		市民や事業者が「見て・聞いて・触れて」体験しなが
		ら実践できる施設の整備を目指す。
	イベントの開催	健康福祉フェスティバルや駅北医療フェスタへ出
		展し、環境、清掃に関する情報発信を行う。
		また、市民、事業者が環境保全の取り組みを情報発
		信できる環境イベントの開催に取り組む。
「もったいない」	マイバック持参運動	「レジ袋無料配布中止」に参加する事業者数の増加
行動の推進	の推進	に取り組み、マイバック持参率や環境意識の向上を図
		る。
	リユース品・リサイ	フリーマーケット等開催場所の提供や開催案内の
	クル品交換の推進	広報などを支援する。
		古着回収において乳幼児用を別回収(当面は市役所
		のみで回収する。)し、リユース事業の試行を開始す
		る。
	家庭系ごみ減量の推	「広報はまだ」や浜田市HP及びイベントにおいて
	進	市民に対してリサイクル促進の啓発を行う。
	事業系ごみ減量の推	商工会議所・商工会との協力体制の構築と直接搬入
	進	される事業者ヘリサイクルごみの分別協力を要請す

市民との協働権 地域における環境リ 環境情掃指導員を委嘱し、地域における環境リーグーとしての人材育成を図るため研修会を開催する。 はまだエコライフ推進隊への支援 化対策。ごみ蔵量化及びリサイクルについての実践活動を促進する。 環境NPO等市民団 体の育成 りユース食器の利用 促進 にまだエコライフ推進隊など既存の市民団体等と 連携し、リーダーとなる市民団体を育成する。 原薬物の減量と地球温暖化防止に効果が期待できるリユース食器の存在を広く市民へ周知するため、当市の開催するイベント等において積極的に導入を進める。また、併せて取組みについて事業者の対するその後の支援及び情報提供に努める。 古着・古布リサイク ル事業実施事業者へ の協力・支援 おけったが、同様の取組みを行っている市内民間事業者に対して、市ホームページやの協力・支援 投行うことにより、引き続きリサイクルの推進に取組むこととする。 生ごみ減量器具の普及促進に取り組む。具体的には、各メーカーが製造している様々な器具のモニタリングを実施し、効果、使い勝手の良さ及び経済性などの面がは、分果、使い勝手の良さ及び経済性などの面が会論合的に評価を行った上で、より優れた製品を選出し、市民へ情報提供するとともに、市内小売店へ製品を選出し、市民へ情報提供するとともに、市内小売店へ製品を扱い販売について要請する。 マイバック持参運動の推進や簡易包装の推進及び資源ごみの店頭回収などの協力を要請する。 エコショップ の推進 ないら調査審議を行い、ごみ処理基本計画の進捗管理を行う。			る。
はまだエコライフ推 進隊への支援	市民との協働推	地域における環境リ	環境清掃指導員を委嘱し、地域における環境リーダ
進隊への支援	進	ーダーの育成	ーとしての人材育成を図るため研修会を開催する。
環境NPO等市民団 体の育成 はまだエコライフ推進隊など既存の市民団体等と連携し、リーダーとなる市民団体を育成する。 リユース食器の利用 促進 庭薬物の減量と地球温暖化防止に効果が期待できるリユース食器の存在を広く市民へ周知するため、当市の開催するイベント等において積極的に導入を進める。また、併せて取組みについて事業者の賛同を得るべく働き掛けを行うとともに、導入事業者に対するその後の支援及び情報提供に努める。  古着・古布リサイク ル事業実施事業者への協力・支援		はまだエコライフ推	はまだエコライフ推進隊の活動を支援し、地球温暖
環境NPO等市民団 はまだエコライフ推進隊など既存の市民団体等と連携し、リーダーとなる市民団体を育成する。 リユース食器の利用 促進		進隊への支援	化対策、ごみ減量化及びリサイクルについての実践活
体の育成 連携し、リーダーとなる市民団体を育成する。   リユース食器の利用 促進			動を促進する。
リュース食器の利用 促進   一名		環境NPO等市民団	はまだエコライフ推進隊など既存の市民団体等と
促進 るリュース食器の存在を広く市民へ周知するため、当 市の開催するイベント等において積極的に導入を進める。また、併せて取組みについて事業者の賛同を得るべく働き掛けを行うとともに、導入事業者に対するその後の支援及び情報提供に努める。 古着・古布リサイク ル事業実施事業者への協力・支援 石		体の育成	連携し、リーダーとなる市民団体を育成する。
市の開催するイベント等において積極的に導入を進める。また、併せて取組みについて事業者の賛同を得るべく働き掛けを行うとともに、導入事業者に対するその後の支援及び情報提供に努める。  古着・古布リサイク ル事業実施事業者への協力・支援  古着・古布リサイクル事業は、市の事業としては平成27年度をもって廃止したが、同様の取組みを行っている市内民間事業者に対して、市ホームページや広報はまだへの情報掲載など、広報活動の面において支援を行うことにより、引き続きリサイクルの推進に取組むこととする。  生ごみ減量器具の普及促進  中飛27年度をもって廃止した生ごみ処理機購入補助事業に代わって、生ごみに含まれる水分を取り除く専用器具の普及促進に取り組む。具体的には、各メーカーが製造している様々な器具のモニタリングを実施し、効果、使い勝手の良さ及び経済性などの面から総合的に評価を行った上で、より優れた製品を選出し、市民へ情報提供するとともに、市内小売店へ製品取扱・販売について要請する。  流通・販売事業者との協力要請 との協力推進  しまねエコショップ の推進  応議体制の整備  環境清掃対策審議会の開催  ごみ処理に関する事項について、市民や事業者の視点から調査審議を行い、ごみ処理基本計画の進捗管理		リユース食器の利用	廃棄物の減量と地球温暖化防止に効果が期待でき
める。また、併せて取組みについて事業者の賛同を得るべく働き掛けを行うとともに、導入事業者に対する その後の支援及び情報提供に努める。  古着・古布リサイク ル事業実施事業者へ の協力・支援  古着・古布リサイクル事業は、市の事業としては平成 27 年度をもって廃止したが、同様の取組みを行っている市内民間事業者に対して、市ホームページや広報はまだへの情報掲載など、広報活動の面において支援を行うことにより、引き続きリサイクルの推進に取組むこととする。  生ごみ減量器具の普及促進  中成 27 年度をもって廃止した生ごみ処理機購入補助事業に代わって、生ごみに含まれる水分を取り除く専用器具の普及促進に取り組む。具体的には、各メーカーが製造している様々な器具のモニタリングを実施し、効果、使い勝手の良さ及び経済性などの面から総合的に評価を行った上で、より優れた製品を選出し、市民へ情報提供するとともに、市内小売店へ製品取扱・販売について要請する。  本語・古布リサイクルの事業としては平成27 年度をもって廃止したが、同様の取組を行って支援を行うことにより、引き続きりませている様々な器具のモニタリングを実施し、効果、使い勝手の良さ及び経済性などの面から総合的に評価を行った上で、より優れた製品を選出し、市民へ情報提供するとともに、市内小売店へ製品取扱・販売について要請する。  本語・古布リサイクル事業としては平成27 年度をもって廃止したが、同様の取組を行うことにより、引き続きりませている様は表がの面が表現の表情である。  本語・古布リサイクル事業としては平成27 年度をもって廃止したが、同様の取組をでいる場合を表現の面が表情である。  本語・古布リサイクル事業としては平成27 年度をもって廃止したが、同様の取組を表している時間を表現の面が表現の面が表現の表情である。  本語・古布リサイクルの事業としては平成27 年度をもって廃止したが、同様の取組を表現の面が表現の面が表現の表情である。  本語・古布リサイクルの推進に取り組むこととする。  エンみによりないるによりないる。  本語・古布リサイクルの推進に取り組むこととする。  エンみのが表現の音楽を表現の表情である。  本語・古布リサイクルの発達の取組を表現の面が表現の面が表現の面が表現の面が表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現を表現している。  本語・古布は、表現の表現の表現を表現を表現している。  本語・古布は、表現の表現の表現を表現している様々ないる。  本語・古布の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現を表現の表現している。  本語・古布は、表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現を表現の表現を表現を表現している。  本語・表現の表現の表現の表現の表現を表現している様々ないる。  本語・表現の表現の表現を表現の表現を表現の表現を表現している。  本語・表現の表現の表現を表現している様々ないる。  本語・表現の表現の表現を表現の表現の表現を表現している様々ないる。  本語・表現の表現の表現を表現の表現を表現の表現を表現を表現している。  本語・表現の表現の表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現している。  本語・表現の表現の表現の表現の表現を表現を表現の表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現している。  本語・表現の表現の表現の表現の表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表		促進	るリユース食器の存在を広く市民へ周知するため、当
お着・古布リサイク			市の開催するイベント等において積極的に導入を進
大の後の支援及び情報提供に努める。  古着・古布リサイク ル事業実施事業者への協力・支援  古着・古布リサイクル事業は、市の事業としては平成27年度をもって廃止したが、同様の取組みを行っている市内民間事業者に対して、市ホームページや広報はまだへの情報掲載など、広報活動の面において支援を行うことにより、引き続きリサイクルの推進に取組むこととする。  生ごみ減量器具の普及促進 助事業に代わって、生ごみに含まれる水分を取り除く専用器具の普及促進に取り組む。具体的には、各メーカーが製造している様々な器具のモニタリングを実施し、効果、使い勝手の良さ及び経済性などの面から総合的に評価を行った上で、より優れた製品を選出し、市民へ情報提供するとともに、市内小売店へ製品取扱・販売について要請する。  沈通・販売事業者との協力推進  「表記エコショップの推進を簡易包装の推進及び資源ごみの店頭回収などの協力を要請する。」  正コショップの推進  「なみ処理に関する事項について、市民や事業者の視点から調査審議を行い、ごみ処理基本計画の進捗管理			める。また、併せて取組みについて事業者の賛同を得
古着・古布リサイク ル事業実施事業者への協力・支援 の協力・支援 を行うことにより、引き続きリサイクルの推進に取組むこととする。 生ごみ減量器具の普及促進に取り組む。具体的には、各メーカーが製造している様々な器具のモニタリングを実施し、効果、使い勝手の良さ及び経済性などの面から総合的に評価を行った上で、より優れた製品を選出し、市民へ情報提供するとともに、市内小売店へ製品取扱・販売について要請する。 本ゴショップの推進 との協力推進 お養殖・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・			るべく働き掛けを行うとともに、導入事業者に対する
ル事業実施事業者への協力・支援 成 27 年度をもって廃止したが、同様の取組みを行っている市内民間事業者に対して、市ホームページや広報はまだへの情報掲載など、広報活動の面において支援を行うことにより、引き続きリサイクルの推進に取組むこととする。 生ごみ減量器具の普及促進 ・ 中成 27 年度をもって廃止した生ごみ処理機購入補助事業に代わって、生ごみに含まれる水分を取り除く専用器具の普及促進に取り組む。具体的には、各メーカーが製造している様々な器具のモニタリングを実施し、効果、使い勝手の良さ及び経済性などの面から総合的に評価を行った上で、より優れた製品を選出し、市民へ情報提供するとともに、市内小売店へ製品取扱・販売について要請する。			その後の支援及び情報提供に努める。
の協力・支援 ている市内民間事業者に対して、市ホームページや広報はまだへの情報掲載など、広報活動の面において支援を行うことにより、引き続きリサイクルの推進に取組むこととする。  生ごみ減量器具の普及促進 平成 27 年度をもって廃止した生ごみ処理機購入補助事業に代わって、生ごみに含まれる水分を取り除く専用器具の普及促進に取り組む。具体的には、各メーカーが製造している様々な器具のモニタリングを実施し、効果、使い勝手の良さ及び経済性などの面から総合的に評価を行った上で、より優れた製品を選出し、市民へ情報提供するとともに、市内小売店へ製品取扱・販売について要請する。  流通・販売事業者との協力推進 マイバック持参運動の推進や簡易包装の推進及び資源ごみの店頭回収などの協力を要請する。  はまねエコショップの推進 エコショップ認定への協力を要請する。  はまねエコショップの推進 エコショップ認定への協力を要請する。  にまねエコショップの推進 エコショップ認定への協力を要請する。  によるエコショップの推進 エコショップ認定への協力を要請する。		古着・古布リサイク	古着・古布リサイクル事業は、市の事業としては平
報はまだへの情報掲載など、広報活動の面において支援を行うことにより、引き続きリサイクルの推進に取組むこととする。  生ごみ減量器具の普及促進 助事業に代わって、生ごみに含まれる水分を取り除く専用器具の普及促進に取り組む。具体的には、各メーカーが製造している様々な器具のモニタリングを実施し、効果、使い勝手の良さ及び経済性などの面から総合的に評価を行った上で、より優れた製品を選出し、市民へ情報提供するとともに、市内小売店へ製品取扱・販売について要請する。  流通・販売事業者との協力推進  販売店への協力要請 との協力推進  しまねエコショップ の推進  「こみ処理に関する事項について、市民や事業者の視点から調査審議を行い、ごみ処理基本計画の進捗管理		ル事業実施事業者へ	成 27 年度をもって廃止したが、同様の取組みを行っ
接を行うことにより、引き続きリサイクルの推進に取組むこととする。  生ごみ減量器具の普及促進  及促進  中所とである。  平成とで、年度をもって廃止した生ごみ処理機購入補助事業に代わって、生ごみに含まれる水分を取り除く専用器具の普及促進に取り組む。具体的には、各メーカーが製造している様々な器具のモニタリングを実施し、効果、使い勝手の良さ及び経済性などの面から総合的に評価を行った上で、より優れた製品を選出し、市民へ情報提供するとともに、市内小売店へ製品取扱・販売について要請する。  流通・販売事業者との協力推進  下づいの協力要請でする。  をの協力推進  「はまねエコショップの推進  「はまねエコショップの推進  「なみの店頭回収などの協力を要請する。  「はまれている様々な器具のモニタリングを実施し、効果、使い勝手の良さ及び経済性などの面から総合的に評価を行った上で、より優れた製品を選出し、市民へ情報提供するとともに、市内小売店へ製品を関する事項について要請する。  「なった。」  エコショップ認定への協力を要請する。  「なみの理に関する事項について、市民や事業者の視点から調査審議を行い、ごみ処理基本計画の進捗管理		の協力・支援	ている市内民間事業者に対して、市ホームページや広
### ### ### ### #####################			報はまだへの情報掲載など、広報活動の面において支
生ごみ減量器具の普			援を行うことにより、引き続きリサイクルの推進に取
及促進 助事業に代わって、生ごみに含まれる水分を取り除く 専用器具の普及促進に取り組む。具体的には、各メーカーが製造している様々な器具のモニタリングを実施し、効果、使い勝手の良さ及び経済性などの面から総合的に評価を行った上で、より優れた製品を選出し、市民へ情報提供するとともに、市内小売店へ製品取扱・販売について要請する。 マイバック持参運動の推進や簡易包装の推進及び資源ごみの店頭回収などの協力を要請する。 しまねエコショップ の推進 エコショップ認定への協力を要請する。 エコショップ認定への協力を要請する。 ボール・エーショップ認定への協力を要請する。 ボール・エーショップを実施している。 ボール・エーショップを実施している。 ボール・エージャー・エ			組むこととする。
専用器具の普及促進に取り組む。具体的には、各メーカーが製造している様々な器具のモニタリングを実施し、効果、使い勝手の良さ及び経済性などの面から総合的に評価を行った上で、より優れた製品を選出し、市民へ情報提供するとともに、市内小売店へ製品取扱・販売について要請する。  流通・販売事業者との協力推進  「表記エコショップ」では、アイバック持参運動の推進や簡易包装の推進及び資源ごみの店頭回収などの協力を要請する。  しまねエコショップの推進  「なみの理に関する事項について、市民や事業者の視点から調査審議を行い、ごみ処理基本計画の進捗管理		生ごみ減量器具の普	平成 27 年度をもって廃止した生ごみ処理機購入補
カーが製造している様々な器具のモニタリングを実施し、効果、使い勝手の良さ及び経済性などの面から総合的に評価を行った上で、より優れた製品を選出し、市民へ情報提供するとともに、市内小売店へ製品取扱・販売について要請する。  流通・販売事業者との協力推進  「しまねエコショップの推進  協議体制の整備 環境清掃対策審議会の開催  「こみ処理に関する事項について、市民や事業者の視点から調査審議を行い、ごみ処理基本計画の進捗管理		及促進	助事業に代わって、生ごみに含まれる水分を取り除く
施し、効果、使い勝手の良さ及び経済性などの面から総合的に評価を行った上で、より優れた製品を選出し、市民へ情報提供するとともに、市内小売店へ製品取扱・販売について要請する。  流通・販売事業者との協力推進  「表記について要請する。」  マイバック持参運動の推進や簡易包装の推進及び資源ごみの店頭回収などの協力を要請する。  しまねエコショップの推進  「なみ処理に関する事項について、市民や事業者の視点から調査審議を行い、ごみ処理基本計画の進捗管理			専用器具の普及促進に取り組む。具体的には、各メー
総合的に評価を行った上で、より優れた製品を選出し、市民へ情報提供するとともに、市内小売店へ製品取扱・販売について要請する。  流通・販売事業者との協力推進 販売店への協力要請 マイバック持参運動の推進や簡易包装の推進及び資源ごみの店頭回収などの協力を要請する。  しまねエコショップの推進 エコショップ認定への協力を要請する。  協議体制の整備 環境清掃対策審議会 ごみ処理に関する事項について、市民や事業者の視点から調査審議を行い、ごみ処理基本計画の進捗管理			カーが製造している様々な器具のモニタリングを実
協議体制の整備環境清掃対策審議会 の開催し、市民へ情報提供するとともに、市内小売店へ製品 取扱・販売について要請する。しまねエコショップ の推進マイバック持参運動の推進や簡易包装の推進及び 			施し、効果、使い勝手の良さ及び経済性などの面から
取扱・販売について要請する。			総合的に評価を行った上で、より優れた製品を選出
<ul> <li>流通・販売事業者との協力推進</li> <li>との協力推進</li> <li>しまねエコショップの推進</li> <li>協議体制の整備</li> <li>環境清掃対策審議会の開催</li> <li>ごみ処理に関する事項について、市民や事業者の視点から調査審議を行い、ごみ処理基本計画の進捗管理</li> </ul>			し、市民へ情報提供するとともに、市内小売店へ製品
との協力推進       資源ごみの店頭回収などの協力を要請する。         しまねエコショップ の推進       エコショップ認定への協力を要請する。         協議体制の整備       環境清掃対策審議会 の開催       ごみ処理に関する事項について、市民や事業者の視 点から調査審議を行い、ごみ処理基本計画の進捗管理			取扱・販売について要請する。
しまねエコショップ の推進         エコショップ認定への協力を要請する。           協議体制の整備 の開催         環境清掃対策審議会 の開催         ごみ処理に関する事項について、市民や事業者の視 点から調査審議を行い、ごみ処理基本計画の進捗管理	流通・販売事業者	販売店への協力要請	マイバック持参運動の推進や簡易包装の推進及び
の推進 エコショップ認定への協力を要請する。 協議体制の整備 環境清掃対策審議会 ごみ処理に関する事項について、市民や事業者の視 の開催 点から調査審議を行い、ごみ処理基本計画の進捗管理	との協力推進		資源ごみの店頭回収などの協力を要請する。
の開催 点から調査審議を行い、ごみ処理基本計画の進捗管理		•	エコショップ認定への協力を要請する。
	協議体制の整備	環境清掃対策審議会	ごみ処理に関する事項について、市民や事業者の視
を行う。		の開催	点から調査審議を行い、ごみ処理基本計画の進捗管理
			を行う。

## (2) 再生利用計画に係る主な実施施策

区分	事業名等	内 容
マテリアルリサ	資源ごみ分別徹底の	正しいごみの分別に協力してもらうため、ごみ収集
イクルの推進	啓発	カレンダー及びごみ分別早見表を作成し、分別方法等
		の周知を図る。
		分別の悪いものについては、違反ステッカーを貼付
		して収集しない措置をとる。
	直接搬入資源ごみの	リサイクルセンターへの搬入手数料を無料化し、か
	無料化	ん、びん及びペットボトル (本体) のリサイクルを推
		進する。
	新たなリサイクル	エコクリーンセンターで発生するスラグを工事の
		埋め戻し等の土木資材として有効利用を図る。
	ストックヤードの整	旧浜田清掃第一処理場及び旧浜田市三隅ごみ処理
	備	センターを解体し、跡地に分別回収した廃乾電池や使
		用済み蛍光管などの資源物を効率的にリサイクルす
		るためのストックヤードを整備することとしている。
		平成 28 年度は、旧浜田第一市処理場の建屋の取壊
		しに関する設計業務等を行う。
サーマルリサイ	燃やせるごみ処理の	エコクリーンセンターで燃やせるごみの処理過程
クルの推進	排熱利用	で発生する熱を利用した発電を行う。
	廃食用油の有効利用	本庁及び各支所に回収タンクを設置し、収集・処理
		等を社会福祉法人いわみ福祉会に委託し、バイオディ
		ーゼル燃料として再生する。

#### (3) 適正処理計画

#### ア 収集・運搬計画

(ア) 一般廃棄物の収集方法

一般廃棄物の種類				収集頻度			収集方法
	成 <del>定来</del> 初少種類	浜田	金城	旭	弥栄	三隅	以朱刀伝
燃や	っせるごみ	2 回/週	ステーション				
動物	の死体	随時	随時	随時	随時	随時	本庁・各支所
燃や	でせる粗大ごみ	2 回/月	1回/月	1回/月	1回/2月	1回/月	ステーション
燃や	っせないごみ	2 回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1 回/月	ステーション
燃や	っせない粗大ごみ	2 回/月	1回/月	1回/月	1回/2月	1回/月	ステーション
危險	き物・有害物	2 回/月	1回/月	1回/月	1 回/月	1 回/月	ステーション
	びん	2 回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1 回/月	ステーション
資	古紙	2 回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1 回/月	ステーション
資源ごみ	ペット・プラ	1回/週	1回/週	1回/週	1回/週	1回/週	ステーション
み	かん	2 回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1 回/月	ステーション
	通年回収	随時	随時	随時	随時	随時	本庁・各支所
廃食	5用油	週1回	1回/月	1回/月	1 回/月	1 回/月	拠点5箇所
直接搬入		随時	随時	随時	随時	随時	_

(イ) 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に定める対象機器の処理方法 家電リサイクル法に定める対象機器(エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗 濯機、衣類乾燥機)については、市は収集・処理しない。

#### 【処理方法】

- ① 指定引取場所に持ち込む場合
  - 郵便局でリサイクル料金を支払い、発行される家電リサイクル券を添えて指定 引取場所に直接持ち込む。
- ② 小売業者に引取りを依頼する場合(処分しようとする家電製品を購入した小売業者、又は買換えの際購入する小売業者に依頼する場合)
  - 小売業者又は郵便局でリサイクル料金を支払い、発行される家電リサイクル券 を添えて小売業者に引取りを依頼する。
- (ウ) 家庭用パソコンの処理方法

資源有効利用促進法に基づいて家庭で不要になったパソコンは、市では収集・ 処理しないが、店頭において小型家電として無料回収している市内家電量販店と 連携して、リサイクル率の向上に努める。

#### (エ) 収集・運搬に関する施策に係る主な実施施策

事業名等	内 容
福祉向上のための収	高齢者や介護が必要な市民、障がいのある市民を対象にごみの戸別収
集サービス	集を行う。
ごみステーションの	引き続きステーション方式によるごみの収集を行う。ごみステーショ
適正管理指導	ンの新設要望については、収集ルート等の条件を勘案しながら地元等と
	協議を行う。
資源ごみステーショ	総合福祉センター及び金城、旭、弥栄、三隅の各支所に設置したリサ
ンの整備	イクルボックスによる、缶、びん及びペットボトル(本体)の収集を継
	続する。
ごみ収集運搬業の許	ごみ収集運搬業に関する許可件数は現状を維持し、引き続き原則とし
可	て新規許可は行わない。
ボランティア清掃	市が所有又は管理している公園、道路や海岸を町内会やその他の団体
	等が清掃した際には、同町内会等に対し市からボランティア袋を提供し、
	一定のルールのもとに集積されたごみを収集運搬・処理する。
	また、国や県等、市以外が所有又は管理している公共施設等をボラン
	ティア団体等が清掃した際に排出するごみについても同様の取扱いとす
	る。ただし、市が処理困難物に分類しているものについては、それぞれ
	の管理者が責任をもって収集運搬・処分することとする。

#### イ 使用済み自己注射針の回収・処理計画

#### (ア) 回収方法

#### ① 病院による回収

患者が持ち込む使用済み自己注射針を回収する(それぞれの病院において安全な回収に努める)

#### ② 薬局による回収

薬局窓口において、薬局名及び患者名の記載欄を設けた専用ラベルを貼付した専用容器を配布のうえ、浜田薬剤師会に加盟する各薬局窓口において回収し、市環境課へ持参する。

#### (イ) 処理方法

① 病院が回収したもの

各病院において適正に処理する(一般廃棄物に該当するものは、市が処理す

### ることも可能)

### ② 薬局が回収したもの

市が処理する(当面の間、不燃ごみ処理場において処理する)

### ウ 中間処理計画

### (ア) 処理施設の概要

### ① 焼却施設

施設名	エコクリーンセンター
所在地 江津市波子町口 321 番 1	
処理対象物	燃やせるごみ、燃やせる粗大ごみ
処理能力	98 t/日(49 t/日×2 炉) 発電能力 1,800kw
処理方式	高温ガス化直接溶融炉(24 時間稼動)

### ② 不燃ごみ処理施設

施設名	浜田市不燃ごみ処理場
所在地	浜田市生湯町 935 番地
処理対象物	燃やせないごみ、燃やせない粗大ごみ
処理能力	20 t /日 (5H)
処理方式	縦型破砕機

### ③ 資源化施設

施設名	石央リサイクルセンター
所在地	浜田市生湯町 1909 番地 31
処理対象物	びん、缶、ペットボトル、プラスチック容器包装
処理能力	びん、缶:7.95 t/日
	ペットボトル、プラスチック容器包装 7.51 t /日
処理方式	びん:破袋機、除袋機、手作業色別選別
	缶:破袋機、除袋機、手作業除去、磁選機、アルミセパレーター
	ペットボトル、プラスチック容器包装:破袋機、手作業除去、圧縮機、
	圧縮梱包機

### (イ) 中間処理に関する施策

事業名等	内 容
広域圏による	施設の適正な維持管理が行えるよう、浜田地区広域行政組合の施設
可燃系ごみ処	運営に協力する。
理	また、埋立処分量削減のため廃プラスチックの焼却について、浜田
	地区広域行政組合と連携して検討を行う。
不燃系ごみの	安定した適正処理のため、計画的な施設の保守・点検・整備を行い、
処理	適正な維持管理に努める。

## 工 最終処分計画

## (ア) 最終処分場の概要

施設名	浜田市埋立処分場	浸出水処理施設
所在地	浜田市生湯町	浜田市生湯町 935 番地
埋立容量 (処理能力)	62, 000 m <sup>3</sup>	70 m³/日
埋立方式 (処理方式)	サンドイッチ方式	生物処理(回転円盤)、凝集沈殿処理、高度 処理(活性炭吸着)

## (イ) 最終処分に関する施策

事業名等	内 容
最終処分場の	一般廃棄物処理施設軽微変更等届出及び最終処分場埋立処分終了届
適正管理と跡	出を行い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて作成した埋
地利用	立終了後の維持管理に関する計画書により最終処分場の適正な維持管
	理を行う。
	また、地元要望等を踏まえて廃止基準に適合した後の跡地活用方法
	について検討する。
新最終処分場	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいた最終処分場の適正な
の運用管理	維持管理を行い、地域環境を保全する。

### オ その他

事業名等	内 容
不法投棄対策	警察などの関係機関と連携したパトロールの強化や、不法投棄やポ
	イ捨てをされやすい場所に注意看板を設置するなど、ごみを捨てにく
	い環境をつくっていく。
在宅医療廃棄	在宅医療廃棄物の回収率向上及び適正処理に向け、市内医療機関と
物(使用済み自	連携を図りながら、対象者に対して指導並びに周知啓発を行う。
己注射針) 対策	
災害廃棄物対	市民に地域防災計画の周知を図るとともに、災害時には生活ごみ及
策	び災害廃棄物の適正処理が行えるよう、市民に対するごみの排出方法
	の周知やごみ収集車及び人員の確保とその適正な配置を行う。
漂着ごみ対策	市民ボランティア団体等の海岸清掃活動参加支援を行うとともに、
	一定のルールのもとに集積されたごみを収集運搬・処理する。
	ただし、市以外の者が管理する海岸等から発生するごみで市が処理
	困難物に分類しているものの収集運搬・処理については、それぞれの
	海岸管理者が責任もって行うこととする。
	また、事業実施のための予算獲得に向け、国、県への働きかけを継
	続して行う。

## 4 一般廃棄物処理等の許可業者

## (1) 収集・運搬業

### アごみ

業 者 名	住 所	電話	備考
門田産業 (有)	大辻町 40	22-3322	三隅自治区内は除く
(士) 近田海川山 (力)	生湯町 1892-4	22-3883	三隅自治区内は中間処理し
(有)浜田浄化センター	(生湯工場)		たものに限る
(有) ダイヤ環境衛生	黒川町 108-22	23-1169	三隅自治区内は除く
西日本高速道路メンテナンス	高佐町 3461-2	22-1411	浜田自動車道区域内に限る
中国(株)			
ベンリ社	港町 283-22	22-5408	三隅自治区内は除く
(株) 伊藤鉄男商店	下府町 199-2	28-0841	三隅自治区内は除く
(農) 大元養豚組合	生湯町 1873-4	22-7548	動植物性残渣に限る
(有)静脈センター	片庭町77	22-0274	三隅自治区内は除く
(有) 石見環境整備	三隅町三隅 1355	32-0003	三隅自治区内に限る

## イ 浄化槽汚泥

業 者 名	住 所	電話	備考
門田産業 (有)	大辻町 40	22-3322	浜田自治区内
(有) 浜田浄化センター	原井町 957	22-3942	浜田自治区内
(有) ダイヤ環境衛生	黒川町 108-22	23-1169	浜田、金城自治区内
(有) 大成浄化センター	日脚町 283-1	26-0600	浜田、金城自治区内
(有) 石見浄化槽センター	江津市都野津町	53-1515	浜田、金城、旭、弥栄自治
(有) 石丸伊化帽ピングー	2307-43		区内
(有) 石見環境整備	三隅町三隅 1355	32-0003	三隅自治区内
	江津市都野津町	52-4000	金城、旭、弥栄自治区内の
(有) 江津衛生公社	2307-12		農業集落排水事業による施
			設整備地区に限る

## ウ し尿

業 者 名	住 所	電 話	備考
門田産業 (有)	大辻町 40	22-3322	浜田自治区内
(有) 浜田浄化センター	後野町 723	22-0337	浜田自治区内
(有) ダイヤ環境衛生	黒川町 108-22	23-1169	浜田、金城自治区内
(有)江津衛生公社	江津市都野津町 2307-12	52-4000	金城、旭、弥栄自治区内
(有) 石見環境整備	三隅町三隅 1355	32-0003	三隅自治区内

## (2) 処分業

業 者 名	住 所	電話	備考
(有)浜田浄化センター	生湯町 1892-4	22-3883	
(日) 採曲け16にクク	(生湯工場)	22 3000	
(有) 寺本建設	旭町今市 469	45-0156	廃タイヤに限る

## (3) 浄化槽清掃業

業 者 名	住 所	電話	備考
門田産業(有)	大辻町 40	22-3322	浜田自治区内
(有) 浜田浄化センター	原井町 957	22-3942	浜田自治区内
(有) ダイヤ環境衛生	黒川町 108-22	23-1169	浜田、金城自治区内
(有) 大成浄化センター	日脚町 283-1	26-0600	浜田、金城自治区内
(士) 工日海川井 与、石	江津市都野津町	53-1515	浜田、金城、旭、弥栄自治
(有)石見浄化槽センター	2307-43		区内
(有) 石見環境整備	三隅町三隅 1355	32-0003	三隅自治区内
	江津市都野津町	52-4000	金城、旭、弥栄自治区内の
(有) 江津衛生公社	2307-12		農業集落排水事業による施
	2307-12		設整備地区に限る